



おくやみ窓口のご案内

このたびのご逝去に際し、心からおくやみ申し上げます。

嬉野市では、亡くなられた方に関する様々な手続きの専用窓口「おくやみ窓口」を設置しております。死亡後の手続きは事前に市民課へご予約のうえ、おくやみ窓口をご利用ください。

下記の内容をご確認いただき、必要なものをご準備のうえ来庁ください。

チェック	内 容	担 当 課
<input type="checkbox"/>	①印鑑登録をされていた方 ・印鑑登録証を返還してください。	①② 市民課
<input type="checkbox"/>	②国民年金に加入していた方・受給していた方 ・加入者が死亡 → 死亡一時金等の請求 ・受給者が死亡 → 年金未支給の請求 (年金証書、請求者の通帳、印鑑、個人番号(通知)カード等) ※請求の際、戸籍謄本等の添付が必要になる場合があります。	塩田庁舎 Tel.0954-66-9118 嬉野庁舎 Tel.0954-42-3304
<input type="checkbox"/>	③国民健康保険に加入していた方 ・死亡者の保険証を返還してください。 ・葬祭費の請求(喪主の印鑑、通帳、保険証、会葬礼状等) ・死亡者が国民健康保険の世帯主のとき 世帯全員分の国民健康保険被保険者証を返還してください。	③④ 塩田庁舎 健康づくり課 Tel.0954-66-9120 嬉野庁舎 福祉課 Tel.0954-42-3306
<input type="checkbox"/>	④後期高齢者医療に加入していた方 ・死亡者の保険証を返還してください。 ・葬祭費の請求(申請者の印鑑、本人確認、喪主の通帳、会葬礼状等)	
<input type="checkbox"/>	⑤介護保険に加入していた方 介護保険被保険者証を返還してください。	⑤⑥⑦⑧ 塩田庁舎 子育て未来課 Tel.0954-66-9121 嬉野庁舎 福祉課 Tel.0954-42-3306
<input type="checkbox"/>	⑥障がい者(身体・療育・精神)の認定を受けていた方 ・手帳を返還してください。	
<input type="checkbox"/>	⑦重度心身障がい者医療費を受給していた方 ・医療費受給の手続き(相続人等の通帳、印鑑等)	
<input type="checkbox"/>	⑧児童手当・児童扶養手当などを受給していた方 ・受給者変更などの手続き	
<input type="checkbox"/>	⑨上水道に加入していた方 ・死亡者が一人世帯のとき → 中止届又は廃止届 ・使用者が死亡したとき → 使用者変更届	⑨佐賀西部広域水道企業団 Tel.0954-42-3314
<input type="checkbox"/>	⑩固定資産をお持ちの方 翌月の中旬頃に税務課から「相続人代表者指定届」を送付します。 ご提出をよろしくお願ひします。	⑩嬉野庁舎 税務課 固定資産グループ Tel.0954-42-3305
<input type="checkbox"/>	⑪市営住宅へ入居されている方 ・同居者が死亡した場合 → 同居者異動届 ・入居者(借受人)が死亡し同居者がいる場合 → 入居承継承認申請 ・入居者(借受人)が死亡し同居者がいない(独居)の場合 → 退去届	⑪嬉野庁舎 建設課 Tel.0954-42-3311
<input type="checkbox"/>	⑫防災行政無線の個別受信機をお持ちの方 ・死亡者が一人世帯のとき → 担当課へお問い合わせください。	⑫総務・防災課 塩田庁舎 0954-66-9111 嬉野庁舎 0954-42-3301
お問合せ・ご予約先	嬉野市役所塩田庁舎 (市民課) Tel.0954-66-9118 嬉野庁舎 (市民課) Tel.0954-42-3304	(代表) Tel.0954-66-3111 (代表) Tel.0954-43-1111

【手続きにあたって】

- ・来庁される方は本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)をお持ちください。
- ・複数の課に渡っての手続きとなります。時間に余裕を持ってお越しください。
- ・添付書類等の関係で、手続きが当日に完了しない場合もあります。ご了承ください。